

滝沢村消防施設基本構想
(滝沢村消防団第4分団1部消防屯所)

平成24年3月 滝沢村

1 背景及び目的

消防団は、消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関であり、滝沢村消防団は、本部及びラップ隊、第1分団から第11分団で組織（うち3つの分団が2部制）され、約380名の消防団員で構成されています。

消防団は、『自らの地域は自らで守る』という精神に基づく、地域住民を中心とした地域密着性、要員動員力及び即時対応力を有する組織です。

そのため、消防団の詰所である消防屯所は、各地域に配置されており、現在では、村内13箇所に地区の消防活動の拠点として設置されています。

その中において、第4分団1部の消防屯所は、昭和57年に常備消防である滝沢分署の新設にあわせて、その2階の一部に会議室のみを併用する形で設置されました。以降、現時点においてもそのまま間借りしている状況にあり、村内の消防屯所においても唯一、独立した屯所ではなく、その設置が地域課題となっていました。

さらに、平成21年4月には、新たに第11分団（通称：役場分団＝サラリーマン団員の増加等による日中火災への対応のため）が設立され、同じ滝沢分署内の2階の1部を間借りすることとなったため、より一層、不便を強いられている状況にあります。

これらのことから、住民の生命と財産を守る防災防火体制の充実を図るため、第4分団1部の消防屯所を現施設と分離し、他の分団と同様に単独の消防屯所として施設整備するものです。

2 施設の機能

他の消防屯所と同様の機能をもった施設整備を行います。

（1）会議室

第4分団の団員（42名）と消防団本部及び村当局が会議できるスペース（約60名）とします。

（2）車庫

近年の消防車両は大型化してきており、さらに将来を見据え車庫スペースを2台分確保するとともに、作業道具などを格納できる収納スペースを併設します。

（3）詰所（待機所）

召集時などにおける待機所として、土間、テーブル形式の詰所とします。

（4）その他（トイレ、キッチンなど）

施設に必要な不可欠な、トイレ、キッチンなど配置します。